入　札　説　明　書

調達物品名

平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

平成２５年１１月

新潟市総務部ＩＴ推進課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）、新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１９年新潟市規則第８８号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務　一式
（案件番号第２５０７５号）

(2) 調達物品の特質等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 契約期間

平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日まで（４９か月）

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、又は政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を契約課に提出し、入札参加資格の認定を受けた者であること。

(2) 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3) 本入札への参加申請日から契約締結の日まで、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本業務と同様な契約実績がある者であること。

(5) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。

(6) 「プライバシーマークの認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（Ｉ

ＳＭＳ)適合性評価制度における認証」、「ISO27001認証」のいずれかを取得している者であること。なお、保守業務を他の者に行わせる場合は、保守業務を行う者がいずれかの認証を取得していること。

3　問い合わせ先等

郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市総務部ＩＴ推進課
電話025-228-1000 内線32480　ＦＡＸ 025-280-1191
E-mail　it_promo@city.niigata.lg.jp

4　競争入札参加申請等

(1) 様式第１号「一般競争入札参加申請書」、様式第２号「機能証明書（機器等明細一覧）」を平成２５年１１月２７日（水）１７時までに上記３の場所に持参又は郵送にて申請すること。持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の８時３０分から１７時までとする。

　なお、新潟市の政府調達（WTO）契約に係る入札参加資格審査申請の申請中である場合は、申請の際に交付する「業務委託入札参加資格審査申請書受付票」の写しを合わせて提出すること。

(2) 競争加入者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付期限　平成２５年１２月４日(水)

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア　日 時　平成２５年１２月１３日（金）１１時

イ　場 所　上記３の同所 第１分館－５０１会議室

(2) 郵送による入札書の受領期間及び提出先

ア　受領期間　平成２５年１２月５日(木)から平成２５年１２月１２日(木)　１７時まで

イ　提出先　上記３の場所へ提出すること。

(3) 競争加入者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第３号「質疑書」を平成２５年１１月１日(金)８時３０分から平成２５年１１月２７日(水)１７時まで、上記３へE-mailにより提出すること。電話や口頭による質疑は原則として受け付けない。

(4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
(6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
(7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
(8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
(9) 競争加入者又はその代理人は、様式第４号「入札書」及び様式第５号「委任状」を使用すること。
(10) 競争加入者又はその代理人は､次の各号に掲げる事項を記載した様式第４号｢入札書」を提出しなければならない。
ア　競争加入者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
イ　代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
ウ　入札金額
エ　履行期限、履行場所
オ　品名及び数量
カ　品質・規格
「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
(12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
(13) 入札書及び委任状の記入は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
(14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと(金額を除く)。
(15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しを

することができない。
(16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
(17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
(18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(19) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記７の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
(20) 再入札は１回とし、落札者のない場合は施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7　入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。
(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
(2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
(3) 入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札
(5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8) その他入札に関する条件に違反した入札
(9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
(10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定

(1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札

者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

９　契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10　低入札価格調査について

業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、失格とする場合がある。

11　契約保証金

規則第３３条により、契約額の１００分の１０以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規則第３４条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13　支払いの条件

業務委託の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14　契約条項

別添「契約書（案)」による。

15　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を平成２５年１１月２７日（水）までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話025-228-1000 内線32213・32214
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/

16 その他

(1) 入札書の到着確認、落札者決定まで入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

(2) 落札者は、本調達物品に関する品目ごとの見積明細書を、落札後速やかに提出すること。

様式第１号

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（申請者）所　　在　　地
商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　印
代 表 者 氏 名

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項　　　目		適　　　　用	
入 札 公 告 年 月 日		平成２５年１１月１日	
案　件　番　号		第２５０７５号	
調　達　物　品　名		平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務	
競争入札参加資格者 名　簿　へ　の　登　録		▢済　　▢申請中 業者コード：＿＿＿＿＿＿＿＿	
保 守 業 務 実 施 者		▢ 自　者 ▢ 他　者 （保守業務実施者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）	
プライバシーマーク, ISMS, ISO27001 の認証登録番号		プライバシーマーク	
		ISMS	
		ISO27001	
連 絡 先	担　当　者		
	電　　話		
	ＦＡＸ		
	ｅ－ｍａｉｌ		

様式第２号

機能証明書（機器等明細一覧）

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

所　　在　　地
商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　印
代 表 者 氏 名

「平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務」の入札に関し、調達仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様書 区分記号	製造元	品名	型番	数量	その他

※　複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。(__ページ／全__ページ)

注１　仕様の区分記号欄には、仕様書の「５　業務の内容」（１）の区分記号を記載すること
注２　複数枚になる場合、２枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えありません。

様式第３号

質　　　疑　　　書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

所　在　地
商号又は名称　　　　　　　　　　　　　印
代表者氏名

調達物品名　平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

上記調達にかかる仕様書の内容について、次のとおり質問します。

仕　様　書 （該当ページ、項番等）	内　　　　容

注）入札等の手続き（仕様書などの資料に関する事項を含む）に関する質問は、入札説明書を熟読のうえ、この質疑書を用いて行うこと。

様式第４号

入　　　札　　　書

平成　　年　　月　　日

（あて先）新　潟　市　長

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　　　　　　　　　　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入　札　金　額			百			千			円			
入　札　保　証　金			百			千			円			
履　行　期　限	平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日まで											
履　行　場　所	指定場所											

品　　名	品 質・規 格	数　　量	単　　価	金　　額
平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	４９か月		

特　約　条　項	
摘　要	

様式第４号
［記載例］

入　　　札　　　書

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

成○○年○○月○○日

（あて先）新　潟　市　長

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　　　　○丁目○○番○○号

氏　　名　△△株式会社
　　　　　代表取締役　○○　○○　　印

受 任 者　○○　○○　　　　　　　印

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記の「金額」と同額。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認の上、入札いたします。

入　札　金　額			百 ¥	○	○	千 ○	○	○	円 ○	
入 札 保 証 金			百			千			円	
履　行　期　限	平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日まで									
履　行　場　所	指定場所									

品　　　　名	品 質・規 格	数　　量	単　　価	金　　額
平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	４９か月	○○，○○○	○○○，○○○
特　約　条　項				
摘 要				

様式第５号

委　　　任　　　状

平成　　年　　月　　日

（あて先）新　潟　市　長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

記

件　名　　平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

様式第５号
［記載例］

委　　　任　　　状

平 成○○年○○月○○日

（あて先）新　潟　市　長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　○○県○○市○○区
　　　　　　　　　　○○町○丁目○○番○○号

　　　　　　氏　名　△△株式会社
　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　㊞

受 任 者　　氏　名　○○　○○　　　　　㊞

記

件　名　　平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等

賃貸借及び保守業務仕様書

平成２５年１１月

新潟市総務部ＩＴ推進課

本仕様書は、新潟市が平成２６年３月に導入予定の中央電子計算機用端末機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借及び保守業務に関し、本市と受託者の契約履行について必要な事項を定めるものである。

１　業務の名称

平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

２　納入場所

新潟市総務部ＩＴ推進課が指定する場所

３　賃貸借期間

平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日まで（４９か月）

４　契約形態及び支払

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、本市及びシステムベンダー等による機器等の設定を含めた準備期間とし、支払いについては平成２６年３月実績分から発生するものとする。

５　業務の内容

下記の業務を実施すること。なお、下記の業務実施に要する一切の費用は、本市が負担する旨明示されている事項を除き、受託者の負担とする。

また、下記の業務実施にあたっては、中央電子計算機の開発及び運用業務を担当している富士通株式会社と十分な調整を行うこと。

（1）　以下の機器等を賃貸すること。なお、機器等の性能及びミドルウェア・ソフトウェアの種類と数量等、詳細については「１４　機器等の仕様」のとおりとする。

ア　ハードウェア・周辺機器

（ア）パーソナルコンピュータ①　１６台

（イ）パーソナルコンピュータ②　２２台

（ウ）サーバ　２台（１組）

（エ）磁気カードリーダ　２８台

（オ）スイッチングハブ　２台

イ　ミドルウェア・ライセンス

「１４　機器等の仕様」（２）に記載のとおり

ウ　ソフトウェア・ライセンス

「１４　機器等の仕様」（３）に記載のとおり

エ　プリンタ

（ア）ページプリンタ①　４台

（イ）ページプリンタ②　　　　　　　　　　　　　　３台
（ウ）ページプリンタ③　　　　　　　　　　　　　　４台
（エ）ページプリンタ④　　　　　　　　　　　　　１１台

（２）　機器等の導入に係る以下の付帯作業を実施すること。
ア　マスタ機作成
　上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の(ア)から(イ)の区分ごとに、本市の指定するＯＳ、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等のインストール及びそれらの設定を行ったマスタ機を、本市の指示する台数分作成すること。ただし、機器等のハードウェア構成等により、本市によるクローニング作業が不可能なものである場合は、その区分の全台数について、本市の指定するＯＳ、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等のインストール及びそれらの設定を行うこと。
イ　プリンタの事前設定
　上記（１）エ「プリンタ」のすべての機器等について、ネットワーク設定、印刷設定等の各種事前設定（設置場所での設定・調整を要するものを除く）を、本市の指示により行うこと。
ウ　機器等の仮搬入
　本市及び関連業者による業務ソフトのインストール等を行うため、上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の(ウ)及び（オ）を除く機器等（上記アのマスタ機を含む）を、「６　搬入場所」（１）で定める場所へ仮搬入すること。
エ　機器等の据付
（ア）　上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の(ウ)及び（オ）の機器等について、本市の指定するＯＳ等のインストール及びそれらの設定、冗長化その他環境の構築・設定を行うこと。また、それらの機器等を本市の指示する施設のラックに据付けること。
（イ）　上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の(ウ)及び（オ）の機器据付の際に必要となるケーブル（庁内ネットワーク接続用のＬＡＮケーブルを除く）、アダプタ類、モール、マウントレール等の部材については受託者にて準備すること。
オ　機器等の運搬、本搬入及び設置
（ア）　本市及び関連業者にて業務ソフトのインストール等を行った機器等（上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の（ウ）及び（オ）の機器等を除く）について、「６　搬入場所」（２）で定める場所まで必要台数を運搬し、搬入・設置すること。
（イ）　機器等の使用開始にあたり、現地調整・設定作業が必要な場合は、それらの作業も併せて実施すること。
（ウ）　搬入、設置作業についての特記事項
　ａ　他の機器及び本市業務の妨げにならないよう配慮すること。

b　受託者の責により本市の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、受託者の責任においてこれを補修すること。

c　作業終了後は、梱包材等の搬出、清掃を行い、移動した机等を元に戻した後、作業完了を本市に報告すること。なお、搬出した梱包材等の廃棄は受託者が行なうこと。

（３）　機器等が常に安全な機能を保つように機器等を対象として、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア　基本要件

（ア）　保守の期間は、「７　搬入日時」で定める仮搬入日から平成３０年３月３１日までとする。

（イ）　保守作業を行う際は、事前に保守作業計画書を本市に提出し、承認を受けること。また、保守完了後は作業報告書を本市に提出すること。

（ウ）　技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法などの技術支援を提供すること。

イ　障害時の対応

（ア）　本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備すること。

（イ）　連絡受付の時間帯は、平日８時３０分から１７時３０分までとする。ただし、本システムは上記時間帯以外も稼働するシステムであるため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡のとれる体制を確保すること。

（ウ）　連絡から障害対応開始までの所要時間はおおむね３０分以内とする。ただし、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の９時までには復旧を開始すること。

（エ）　障害時に技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣に係る費用は別途発生しないこと。

（オ）　障害時に派遣される技術者は、障害対応にあたり、ホストシステムを開発・運用する富士通株式会社と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。

（カ）　障害時は、障害対応の進捗状況及び復旧予定見込み時間などを、随時本市に報告すること。

（キ）　障害復旧後は、障害対応の結果を書面により本市に報告すること。また、同様の障害が発生しないように是正措置または予防措置を講じること。

ウ　保守に関する特記事項

（ア）　保守については、機器等の設置場所に技術者を派遣して行うオンサイトサポートとする。設置場所ごとの機器等の内訳については別紙「端末等の設置施設（予定)」を参照すること。

（イ）　機器等の欠陥により故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに機器等の交換を行うこと。当該欠陥が同一仕様の他の機器等にも存在する場合は、該当するすべての機器を対象とすること。

（ウ）　機器等の故障、機能停止等の復旧作業に伴いハードディスクの初期化もしくは交換を行った場合は、当該機器等にインストールされていたＯＳ、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等の再インストール及び設定を行うこと（本市が運用する各種業務システムの再インストール及び設定を除く)。また、本市によるシステム再インストール及び設定のため、当該機器等を本市の指示する場所へ搬入すること。また、本市作業完了後、当該機器等を所定の設置場所に戻すこと。

（エ）　ハードディスクの交換を行った場合、交換したハードディスクの内容が読み取られないよう、交換後速やかにデータの消去またはディスクの破砕を行うこと。また、報告書を上記イ「障害時の対応」の（キ）の報告書とは別に作成し、提出すること。

（オ）　保守業務実施に要した費用については、交換部品代も含め受託者の負担とする。ただし、本市の申出により、通常の保守の範囲を超えて行った保守及び本市の故意又は過失により生じた調整、修理又は部品の交換に要した費用については、本市の負担とする。

（カ）　故障修理時又は点検、調整時に調達機器等の部品を交換した場合には、取り外した部品の所有権は、受託者に帰属するものとする。

（キ）　障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受託者が負担すること。

（ク）　保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は、受託者が責任を持って処分すること。

（ケ）　上記（１）エ「プリンタ」に掲げる機器等については、印刷品質を保つため、年１回以上、定期点検作業を実施すること。

（コ）　上記（１）エ「プリンタ」の定期交換部品について、性能を満足しなくなった場合には受託者の費用負担にて交換を行うこと。

（４）　賃貸借期間経過後の機器等について、機器等の撤去及びデータ消去を実施すること。

ア　賃貸借期間経過後（再リースした機器等は再リース終了後）の機器等について、設置場所から撤去すること。なお、撤去作業日時については、別途本市と協議の上決定するものとする。

イ　撤去した機器等について、データ消去作業を行うこと。データ消去は、データ復元ソフト等を用いても再度データを入手できないよう、完全に行うこと。

ウ　撤去及びデータ消去に関する特記事項

（ア）　データ消去作業は原則として本市庁舎内で行うこと。

（イ）　機器等の撤去からデータ消去が完了するまでの間、情報漏えいが発生しないよう措置を講ずること。

（ウ）　データ消去完了後、作業が完了した旨の証明書を本市に提出すること。

6　搬入場所

（１）　仮搬入の場所は、契約後に別途指示する。

（２）　本搬入の場所は、別紙「端末等の設置施設（予定)」に記載の本市施設とする。

（３）　仮搬入、本搬入いずれの場合においても、作業時は新潟市庁舎管理規則及び搬入場所の管理者が別に定める管理規則等を遵守すること。

7　搬入日時

（１）　仮搬入の日時は、平成２６年１月６日以降で本市が指定する日時とする。なお、機器等を一時搬入する施設の規模等により一括搬入が難しい場合は、複数回の仮搬入を指示することがある。

（２）　本搬入の日時は、本市が原案を作成し、本市、受託者、富士通株式会社で協議の上、調整・決定するものとする。なお、本搬入の日時は、一部の施設を除き、本市の開庁時間外（夜間、休日等）を予定している。

8　調達機器等の管理等

（１）　本市は、あらかじめ受託者が確認した調達機器等の設置場所の動作環境・条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

（２）　本市の故意又は重大な過失により調達機器等に損傷が生じた時は、受託者は本市に対して損害の賠償を請求することができる。

9　損害保険特約

（１）　受託者は、機器等について契約期間中、受託者を保険契約者とし、受託者の選定する損害保険契約を締結する。なお、保険料は受託者の負担とする。

（２）　上記「８　調達機器等の管理等」（２）の場合において、受託者が保険契約に基づいて保険金を受け取った時は、受託者が受け取った保険金額を限度にして、本市の負担義務を免れる。

１０　セキュリティの保全

受託者は、本業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティ基本方針」、「新潟市情報セキュリティ対策基準」とともに次の事項を遵守し、本市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「新潟市個人情報保護条例」、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」等、本市が定める規則、規程、その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は、「新潟市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

（１）　受託者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

（２）　受託者は、この契約について、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合には、

この限りではない。

（３）　受託者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

（４）　受託者は、本業務の履行にあたり、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

（５）　受託者は、機器等及び成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生の理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面による詳細な報告並びにその後の方針案を本市に提出すること。

（６）　データの保管及び破棄

ア　受託者は、成果物、記録媒体等については、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。

イ　受託者は、記録媒体等に記録された本業務に関する情報について、本市の検査終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。ただし、本市から特別の指示があった時は、本市の指示に従うこと。

ウ　本市は、受託者に対し成果物、記録媒体等の保護管理に関する状況について、立ち入り調査及び報告を求めることができる。

（７）　作業従事者名簿、誓約書の提出

ア　受託者は、本仕様書で定める作業に従事する者の名簿を作成し本市に提出すること。また、名簿に記載のあったものからは秘密保持誓約書を徴し、本市に提出すること。なお、作業従事者に変更があった場合も同様とする。

イ　作業従事者は、身分証明書を携帯し、本市からの請求がある場合には速やかに提示すること。また、本市の施設内においては、受託者であることを明記した名札を必ず着用すること。

１１　法令等の順守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

１２　その他の留意事項

（１）　機器等は、新品かつ未使用のものであること。中古または中古部品を使用したものは一切認めない。なお、当該機器等については、取扱説明書、マニュアル類等を納入の際に添付できるものであること。

（２）　賃貸借に供する予定の機器等について、入札説明書の様式第２号「機能証明書（機器等明細一覧）」を作成し、入札参加申請書とあわせて提出すること。

（３）　供給機器等について、要求仕様を満たすために行うカスタマイズ費用、オプション品追加費用、ＯＳライセンス料、サポート料、およびカスタマイズ等に係る作業に伴う費用はすべて受託者負担とする。

（４）　機器等を供給する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる

機器等とならざるを得ない場合は、本市と事前協議を行うこと。

（５）　機器等は、５「業務の内容」（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の各区分ごと、及び同エ「プリンタ」の各区分ごとに、製造メーカ、型式、品番等が統一されていること。

（６）　機器等には、本市が指定する事項を記載したラベルを貼ること。なお、様式については、事前に本市と協議すること。

（７）　機器等の搬入作業等の実施にあたっては、事前にその内容、手順、搬入ルート及び日時等について本市と協議し意思疎通を図るとともに、その指示に基づき作業等を実施すること。

（８）　本市から要請があった場合には、機器等の操作説明を行なうこと。

（９）　受託者は、予定賃貸借期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リースする。

（１０）　本仕様書で定める作業全般において、関連する他の受託者と協議が必要な場合は、相互の連携と協調を図り円滑に作業を進めること。また、協議内容は、議事録に取りまとめ、本市あてに書面にて提出すること。

（１１）　この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定める。

１３　業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

１４　機器等の仕様

（１）ハードウェア・周辺機器

ア　パーソナルコンピュータ①　１６台

要求仕様	
基本的要件	モニター一体型デスクトップ機であること。
	PC/AT互換機であること。
	別に示す「動作保証を要するミドルウェア」に記載のミドルウェアおよび「（２）ミドルウェア・ライセンス」の項番1,2,3,4,5のミドルウェアについて、動作保証があること（※１）。
CPU	インテルCore i5-3320M相当以上であること。
メインメモリ	4GB以上であること。
ディスプレイ	17型以上の液晶で、解像度がSXGA(1280×1024ドット) 以上かつ発色数が1677万色以上であること。
HDDドライブ	内蔵型で320GB以上かつ5400rpm以上であること。
光学ドライブ	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて６ポート以上装備し、うち本体前面又は側面から利用できるポートが１ポート以上あること。
LANポート	内蔵型10BASE-T/100BASE-TXポートを１ポート以上装備すること。
OS	Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版がインストールされ、正常動作可能であること。
その他	(1)日本語109キーボードが添付されていること。
	(2)JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。
	(3)Microsoft WindowsXP professional SP-2 32bit版が正常動作可能であること。また、上記OSの項に記載のOSとデュアルブート環境が構築可能であり、かついずれも正常動作すること。

イ　パーソナルコンピュータ②　２２台

要求仕様	
基本的要件	モニター一体型デスクトップ機であること。
	PC/AT互換機であること。
	別に示す「動作保証を要するミドルウェア」に記載のミドルウェアおよび「（２）ミドルウェア・ライセンス」の項番1,2のミドルウェアについて、動作保証があること（※１）。
CPU	インテルCeleronB840相当以上であること。
メインメモリ	4GB以上であること。
ディスプレイ	17型以上の液晶で、解像度がSXGA(1280×1024ドット) 以上かつ発色数が1677万色以上であること。
HDDドライブ	内蔵型で320GB以上かつ5400rpm以上であること。
光学ドライブ	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて４ポート以上装備し、うち本体前面又は側面から利用できるポートが１ポート以上あること。
LANポート	内蔵型10BASE-T/100BASE-TXポートを１ポート以上装備すること。
OS	Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版がインストールされ、正常動作可能であること。
その他	(1)日本語109キーボードが添付されていること。
	(2)JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

ウ　サーバ　２台（１組）

要求仕様	
基本的要件	幅19インチのラックマウント型であること。
	PC/AT互換機であること。
	同一構成のサーバ２台を一組として冗長化環境および冗長化環境上での仮想マシン環境が構築されたものであること。また、いずれか一方のサーバに障害があっても、仮想マシン環境を停止することなく継続できるものであること。
	「（２）ミドルウェア・ライセンス」の項番6,7,8,9,10のミドルウェアについて、仮想マシン環境での動作保証があること（※１）。
寸法 （１台あたり）	奥行770mm以内、高さ88mm(2U)以内であること。
CPU （１台あたり）	インテルXeon E5-2680相当以上であること。
メインメモリ （１台あたり）	１台あたり4GB以上であること。
HDDドライブ （１台あたり）	内蔵型で300GB以上、かつ7200rpm以上のSASアレイディスクを２個装備し、RAID1が構成されているものであること。 内蔵型で450GB以上、かつ7200rpm以上のSASアレイディスクを４個装備し、RAID1+0が構成されているものであること。
光学ドライブ （１台あたり）	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート （１台あたり）	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて６ポート以上装備すること。
LANポート （１台あたり）	内蔵型10BASE-T/100BASE-TXポートを１ポート以上装備すること。
電源 （１台あたり）	同一容量の電源を２個内蔵し、冗長化されていること。なお、電源容量は、電源単体で１台のサーバの消費電力を供給できるものであること。
OS	仮想マシン環境にMicrosoft Windows Server2008 R2 Standardがインストールされ、正常動作可能なものであること。
ディスプレイ	17型以上で、解像度がSXGA(1280×1024ドット）以上かつ発色数が1677万色以上の液晶ディスプレイが１台添付されていること。
その他	(1)日本語109キーボードが１個添付されていること。
	(2)当該サーバ２台でディスプレイ、キーボード、マウスを共有するための切替器およびケーブルが添付されていること。
	(3)JIS C 8303 2極接地極付コンセント 15A 125V　平行型電源にて使用できること。また、当該コンセント用3m程度の電源ケーブルがサーバ１台あたり２本添付されていること。
	(4)運用管理（ハードウェア監視、パフォーマンス監視、ストレージ監視）機能を有すること（ソフトウェアによる機能提供でも可）。
	(5)当該サーバをラックに搭載するための金具類が添付されていること。

エ　磁気カードリーダ　２８台

要求仕様	
読取可能カード	JIS X6301-IIおよびJIS X6302-II規格に準拠したカードの読み取りができること。
出力モード	富士通㈱製FMV-MCR112の専用モードと同様の、データ抽出用ヘッダが付加された形式を出力できること。
インターフェース	USB2.0/USB1.1ポートに接続して使用可能であること。
対応OS	以下のOS上で正常動作すること。 Microsoft WindowsXP professional SP-2 32bit版 Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版 Microsoft Windows Server2008 R2 Standard
その他	USBバスパワーで動作すること。

オ　スイッチングハブ　２台

要求仕様	
基本的要件	19インチラックに搭載できるものであること。
寸法	高さ44mm(1U)以内であること。
LANポート	10BASE-T/100BASE-TXポートを８ポート以上装備すること。
ポート設定	オートネゴシエーション機能を有していること。また１ポート以上のMDI/MDI-X切り替え機能を有していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

動作保証を要するミドルウェア（本調達物品ではないので注意すること）　（※１）

MeFt
Image Toolランタイムライブラリ
Interstage Charset Manager
IC21基盤共通制御
IC21基盤共通制御日本語拡張オプション
IC21基盤システム共通クライアント
IC21基盤システム共通クライアント日本語拡張オプション
MICJET GW

（２）ミドルウェア・ライセンス

項番	製 品 名 称	数量
1	通信制御サービス V7.2	38
2	WSMGR　V7.2	38
3	FORM V10	1
4	FORMオーバーレイオプション　V10	1
5	Interstage Charset Managerクライアントライセンス　V9	1
6	ホスト連携プレミアム　サーバライセンス V7.2(64bit)	1
7	Systemwalker Operation Manager SE V13.0サーバライセンス	1
8	Interstage List Works EE プロセッサライセンス　V10	1
9	Interstage List Creator EE プロセッサライセンス　V10	1
10	Interstage Charset Manager SE　プロセッサライセンス　V9	1

ミドルウェア・ライセンスについて

※インストール用メディアをそれぞれ１枚以上提供すること。

※ボリュームライセンス等の適用により、１ライセンスずつ調達するよりも安価になる場合は、ボリュームライセンスを選択すること。
なお、ボリュームライセンスを選択することにより、調達ライセンス数に余剰が生じても構わないこととする。

（３）ソフトウェア・ライセンス

項番	製 品 名 称	数量
1	Microsoft Office Personal 2010	39
2	Adobe Acrobat XI Standard	3

ソフトウェア・ライセンスについて

※項番１について、インストール用メディアを１枚以上提供すること（項番２は不要）

※項番２について、本市が保有するAdobe CLPライセンス（CLP5 Government：ディスカウントレベル1）にて調達すること。Adobe CLP ライセンスIDなど調達の過程において必要となる情報は、契約締結後に本市から提示する。

※ボリュームライセンス等の適用により、１ライセンスずつ調達するよりも安価になる場合は、ボリュームライセンスを選択すること。

（４）プリンタ

ア　ページプリンタ①　４台

要求仕様	
基本的要件	FNA通信方式をサポートし、富士通㈱製ホストコンピュータからの印刷が可能であること。
	以下のエミュレーション機能を有し、F66XXエミュレーションを含む３以上のマルチセッションが可能であること。また、各エミュレーション時、（※２）に示す印刷が可能であること。 JEF（F66XX） JEF（F69XX） FM FNP
	富士通㈱製ホストコンピュータ用パッケージソフトウェア「ARIS/X V40L10」および「ARIS(印鑑) V40L10」からの出力が正常に行えることを保証できるものであること（※１）。
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分50枚以上印刷できること。
用紙の種類	以下の単票用紙に印刷できること。 種類：普通紙、上質紙、再生紙 用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター
解像度	以下の解像度に対応していること。 240×240dpi 400×400dpi 600×600dpi
対応OS	以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。 Microsoft Windows XP Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2003 Microsoft WindowsServer2008R2
給紙	給紙カセットが４段以上あること。また、カセット１段あたり550枚以上収容できること。
両面印刷	自動両面印刷が可能であること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

イ　ページプリンタ②　３台

要求仕様	
基本的要件	FNA通信方式をサポートし、富士通㈱製ホストコンピュータからの印刷が可能であること。
	以下のエミュレーション機能を有し、F66XXエミュレーションを含む３以上のマルチセッションが可能であること。また、各エミュレーション時、（※２）に示す印刷が可能であること。 JEF（F66XX） JEF（F69XX） FM FNP
	富士通㈱製ホストコンピュータ用パッケージソフトウェア「ARIS/X V40L10」および「ARIS(印鑑) V40L10」からの出力が正常に行えることを保証できるものであること（※１）。
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分35枚以上印刷できること。
用紙の種類	以下の単票用紙に印刷できること。 　　種類：普通紙、上質紙、再生紙 　　用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター
解像度	以下の解像度に対応していること。 240×240dpi 400×400dpi 600×600dpi 1200×1200dpi
対応OS	以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。 Microsoft Windows XP Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2003 Microsoft WindowsServer2008R2
給紙	給紙カセットが２段以上あること。また、カセット１段あたり500枚以上収容できること。
両面印刷	自動両面印刷が可能であること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

ウ　ページプリンタ③　４台

要求仕様	
基本的要件	FNA通信方式をサポートし、富士通㈱製ホストコンピュータからの印刷が可能であること。
	以下のエミュレーション機能を有し、F66XXエミュレーションを含む３以上のマルチセッションが可能であること。また、各エミュレーション時、（※２）に示す印刷が可能であること。 JEF（F66XX） JEF（F69XX） FM FNP
	富士通㈱製ホストコンピュータ用パッケージソフトウェア「ARIS/X V40L10」および「ARIS(印鑑) V40L10」からの出力が正常に行えることを保証できるものであること（※１）。
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分35枚以上印刷できること。
用紙の種類	以下の単票用紙に印刷できること。 　　種類：普通紙、上質紙、再生紙 　　用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター
解像度	以下の解像度に対応していること。 240×240dpi 400×400dpi 600×600dpi 1200×1200dpi
対応OS	以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。 Microsoft Windows XP Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2003 Microsoft WindowsServer2008R2
給紙	給紙カセットが３段以上あること。また、カセット１段あたり500枚以上収容できること。
両面印刷	自動両面印刷が可能であること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

エ　ページプリンタ④　１１台

要求仕様	
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分44枚以上印刷できること。
用紙の種類	以下の単票用紙に印刷できること。 種類：普通紙、上質紙、再生紙、郵便はがき 用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター、リーガル、郵便はがき
解像度	1200×1200dpi 以上での印刷ができること。
対応OS	以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。 Microsoft Windows XP Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2003 Microsoft WindowsServer2008R2
給紙	給紙カセットが２段以上あること。また、カセット１段あたり500枚以上収容できること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V　平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

（※１）

周辺機器、ミドルウェアおよびプリンタの動作環境に関する問い合わせ先

富士通株式会社新潟支社　公共営業部　　木下　泰三　様

所在地　新潟市中央区礎町通二ノ町２０７７

電話　０２５－２２５－０７７３

なお、動作保証および検証等に要する経費は受託者の負担とする。

（※２）
各エミュレーション時における、印刷機能

JEF(F66XX)

解像度	240×240dpi
文字種	漢字:明朝体、ゴシック体 （JIS 非漢字、第1水準／第2水準漢字)
文字構成	【漢字】 7、9、12ポイント相当 縮小文字：半角、1／4角 拡大文字：平体、長体、倍角、ラベル文字 【A/N】 10字、12字、15字／inch 13.3字／inch
文字間隔	【漢字】 7ポイント相当：10字／inch 9ポイント相当：5、6、6.6、7.5、8字／inch 12ポイント相当：5、6字／inch 【A/N】 10字、12字、15字／inch
行間隔	6、8、12行/inch
縦書き	可能（文字を90°回転)
オーバレイ印刷	データ形式：Write形式（ドット圧縮方式)
イメージ印刷	データ形式：非圧縮、MH圧縮、MR圧縮、MMR圧縮形式
図形印刷	文字、線、円、面塗りなどの描画
バーコード印刷	NW-7、標準JAN、短縮JAN、Code 3 of 9、GS1-128（旧UCC/EAN-128）、 Industrial 2 of 5、Interleaved 2 of 5、物流系、カスタマバーコード

JEF(F69XX)

<table>
<tr><td colspan="2">解像度</td><td>240×240dpi</td></tr>
<tr><td colspan="2">文字種</td><td>漢字:明朝体、ゴシック体
(JIS 非漢字、第1水準/第2水準漢字)</td></tr>
<tr><td colspan="2">文字構成</td><td>【漢字】
7、9、12ポイント相当
縮小文字:半角、1/4角
拡大文字:平体、長体、倍角、ラベル文字

【A/N】
10字、12字、15字/inch
13.3字/inch</td></tr>
<tr><td rowspan="2">文字間隔</td><td>標準モード</td><td>【漢字】
7ポイント相当:10字/inch
9ポイント相当:5、6、6.6、7.5、8字/inch
12ポイント相当:5、6字/inch

【A/N】
10字、12字、15字/inch</td></tr>
<tr><td>互換モード</td><td>【漢字】
7ポイント相当:5、6.6、10字/inch
9ポイント相当:5、6.6、8字/inch
12ポイント相当:5字/inch

【A/N】
10字、12字、15字/inch</td></tr>
<tr><td colspan="2">行間隔</td><td>6、8、12行/inch</td></tr>
<tr><td colspan="2">縦書き</td><td>可能(文字を90°回転)</td></tr>
<tr><td colspan="2">オーバレイ印刷</td><td>データ形式:ベクトルオーバレイ</td></tr>
<tr><td colspan="2">イメージ印刷</td><td>データ形式:非圧縮、MH圧縮、MR圧縮、MMR圧縮形式</td></tr>
<tr><td colspan="2">図形印刷</td><td>文字、線、円、面塗りなどの描画</td></tr>
<tr><td colspan="2">バーコード印刷</td><td>NW-7、標準JAN、短縮JAN、Code 3 of 9、
Industrial 2 of 5、Interleaved 2 of 5、カスタマバーコード</td></tr>
</table>

FMエミュレーション機能

解像度	240×240dpi、400×400dpi
文字種	漢字:明朝体、ゴシック体 (JIS 非漢字、第1水準／第2水準漢字)
文字構成	【漢字】 7、9、10.5、12ポイント相当 縮小文字：半角、1／4角 拡大文字：平体、長体、倍角、ラベル文字 【A/N】 10、12、18cpi
文字間隔	任意指定
行間隔	任意指定
オーバレイ印刷	データ形式：マクロ形式
イメージ印刷	データ形式：非圧縮、MH圧縮
図形印刷	文字、線，円，面塗りなどの描画
コマンド仕様	FMLBP115相当
バーコード印刷	NW-7，標準JAN，短縮JAN，Code 3 of 9，Industrial 2 of 5， Interleaved 2 of 5，物流系，カスタマバーコード

FNPエミュレーション機能

解像度	240×240dpi、400×400dpi、600×600dpi、1200×1200dpi (1200×1200dpiは区分エ及びオのみ)
文字種	アウトラインフォント 漢字:明朝体、ゴシック体 A/N:OCR-B
文字サイズ	【漢字】 240 dpi ： 1～4096ドット (0.1ポイント～1228ポイント) 400 dpi ： 1～4096ドット (0.1ポイント～ 737ポイント) 600 dpi ： 1～4096ドット (0.1ポイント～ 491ポイント) 1200 dpi ： 1～4096ドット (0.1ポイント～ 245ポイント) (1200×1200dpiは区分エ及びオのみ) 【A/N】 1～4096ドット
文字間隔	任意指定
行間隔	任意指定
オーバレイ印刷	データ形式：マクロ形式
イメージ印刷	データ形式：非圧縮、MH圧縮、MMR圧縮、SLC圧縮形式
図形印刷	文字、線，円，面塗りなどの描画
バーコード印刷	NW-7，標準JAN，短縮JAN，Code 3 of 9，Industrial 2 of 5，Interleaved 2 of 5， GS1-128 (旧UCC/EAN-128)，GS1-128 (旧UCC/EAN-128) のコンビニ料金代理収納用， 物流系，カスタマバーコード，QRコード (モデル2のみ)，マイクロQRコード

別紙

端末等の設置施設(予定)

施設名称	施設住所	設置場所	端末等	プリンタ
本庁 中央区役所	中央区学校町通1-602-1	IT推進課(分室及び白山浦庁舎システム開発室含む)	11	
		市民税課	8	
		中央区区民生活課	2	1
	中央区西堀通6番町866 NEXT21ビル5階	パスポートセンター		2
		古町行政サービスコーナー		2
北区役所	北区葛塚3197	北区区民生活課		2
東区役所	東区下木戸1-4-1	東区区民生活課	1	4
		東税務センター		1
亀田行政サービスコーナー	江南区東船場1-1-22	亀田行政サービスコーナー		1
秋葉区役所	秋葉区程島2009	秋葉区区民生活課	5	
小須戸出張所	秋葉区小須戸120	小須戸出張所	1	
新津行政サービスコーナー	秋葉区新津本町1-2-39	秋葉区新津本町二番館	1	1
南区役所	南区白根1235	南区区民生活課		2
西区役所	西区寺尾東3-14-41	西区区民生活課	2	3
		西税務センター		2
黒埼出張所	西区大野町2843-1	黒埼出張所	1	
西蒲区役所	西蒲区巻甲2690-1	西蒲区区民生活課	3	1
		西蒲区健康福祉課	1	
		西蒲税務センター	2	
潟東出張所	西蒲区三方1	資産税課第二分室	1	
計			39	22

中央電子計算機用端末機器等賃貸借契約書（２社保守込契約案）

新潟市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、中央電子計算機用端末機器等の賃貸借について、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目　的）
第１条　甲は、次に掲げる中央電子計算機用端末機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、乙は、これを賃貸する。
(1)　機器等の名称及び数量
平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
(2)　機器等の納入場所　　甲の指定する場所
（賃貸借の期間）
第２条　機器等の賃貸借期間は、平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日までとする。
（賃貸借料）
第３条　機器等の賃貸借料の契約総額は、金○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○，○○○円）とする。なお、月額は別表に定める。
（機器等の維持管理及び保守等）
第４条　乙は，機器等が正常に稼動するよう、乙の費用負担で機器等の調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を定期又は随時行うこと。なお、保守業務の内容については仕様書のとおりとする。
２　機器等の保守に関する費用で、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。
(1)　甲の申し出により、通常の保守を超えて行った保守の費用
(2)　甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用
(3)　塩害，ガス害，地震，その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用
(4)　第１項及び前各号の保守に必要な電気料等
３　甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。
（機器の改造及び移設等）
第５条　甲は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ書面により乙の同意を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。
(1) 機器等を改造する場合
(2) 機器等を移転する場合
(3) 機器等に他の機械器具を取り付ける場合

（所有機器の表示）
第６条　乙は、機器等に自らの所有に属する旨の表示をするものとする。
（契約保証金）
第７条　新潟市契約規則第３４条により契約保証金は免除する。
※契約金額が1,000万円以上で、契約保証金納付の場合
（契約保証金）
第７条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金○○円を甲に納付する。
２　前項の契約保証金には利息は付さない。
３　契約保証金の納付があったときは、甲は乙に保管証書を交付する。
４　契約保証金は、第１９条及び第２４条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
５　甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは契約保証金を乙に還付する。
６　乙は、契約保証金の還付を受けたときは保管証書を甲に返還する。
７　乙が本契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
（譲渡又は転貸の禁止）
第８条　甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
（権利の譲渡の禁止）
第９条　乙は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。
（再委託の禁止）
第１０条　乙は、本契約の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
３　乙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
４　乙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。
５　乙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を新潟市長に提出しなければならない。
（事故等の報告）
第１１条　乙が本契約の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しな

ければならない。
（甲の検査監督権）
第１２条　甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
２　乙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし、甲は乙の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。
（情報セキュリティポリシーの内容の遵守）
第１３条　乙は、本契約を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。
（個人情報の保護）
第１４条　乙は、本契約を遂行するにあたり、個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（秘密の保持）
第１５条　甲及び乙は、本契約の実施上知り得た他の当事者の秘密情報（秘密である旨表示されたものをいう）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。
(1) 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
(2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
(3) 開示を受けた後に、甲乙の責によらずに公知となったもの。
(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
(5) 開示を受けた情報によらずに甲乙が独自に開発したもの。
(6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。
２　乙は、本業務を実施する自己の従業員、その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。
（情報の目的外使用の禁止）
第１６条　乙は、前条第１項の規定による本契約の実施上知り得た情報を、甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用し、又は、第三者へ提供してはならない。
（報告書の提出）
第１７条　乙は、保守業務を行ったときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。
（賃貸借料の請求及び支払い）
第１８条　乙は、毎月１０日までに前月分の賃貸料の支払請求書を甲に提出するものとする。
２　甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から３０日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第１９条　契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から１年以内に、これを行わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第２０条　本契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

２　甲は、前項の場合には、本契約を変更又は解除しようとする２ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

３　第１項の定めにより本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

（契約解除）

第２１条　甲は、乙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 重大な過失若しくは背信行為があったとき。

(2) 支払いの停止があったとき、又は、仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(9) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第５号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その

相手方と契約を締結したと認められるとき。

（10）乙が本契約に関して第５号から第８号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲又は乙は、相手方の債務不履行が催告後１か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

３　乙は、前２項の定めによる本契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

（解除に伴う措置）

第２２条　前条の規定のうち、乙の責に帰すべき事由により契約を解除した場合において、乙は契約金額の１０分の１に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、履行が終わっている部分については違約金の対象としない。

（機器の引取り等）

第２３条　乙は、賃貸借期間の満了又は前３条の定めにより本契約が解除された場合には、機器等を速やかに引き取るものとする。

２　甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復するものとする。

（損害賠償）

第２４条　甲は、乙の本契約の結果に関し、乙に対し乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないことによる損害を含む）に限り、損害賠償請求をすることができる。

２　前項の損害賠償請求は、検査合格の日から５年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から５年以内に行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

（費用の負担）

第２５条　本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

（暴力団等からの不当介入等に対する措置）

第２６条　乙は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

２　甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（法令の遵守）

第２７条　本契約の執行にあたり、甲乙は、新潟市契約規則及び労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

（合意管轄裁判所）

第２８条　本契約に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２９条　本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（特記事項）

第３０条　本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

２　本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

３　本契約及び仕様書における期間の定めについては、本契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

４　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

本契約を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ双方１通を保有する。

平成２５年○○月○○日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新 潟 市
代表者 新潟市長 篠 田 昭

乙

別表（第３条関係）

月額は、金○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○，○○○円）とする。ただし、当該金額に４９を乗じた金額と契約総額との差額については、最終実績月の平成３０年３月分で調整することとする。なお、契約総額の内訳については以下のとおりとする。

期　　　　　間	賃貸借料年度額	うち消費税等
平成26年3月1日～平成26年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成26年4月1日～平成27年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成27年4月1日～平成28年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成28年4月1日～平成29年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成29年4月1日～平成30年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
契　約　総　額	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円

別記

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第１条　本要求事項は、新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第２条　この要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1)　情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2)　コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3)　一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4)　情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第３条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第４条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）

第５条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）

第６条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。
２　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
３　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
４　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。
（情報資産の持ち込み）
第７条　乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。
２　乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（情報資産の廃棄）
第８条　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
２　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。
（機器の管理）
第９条　乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には、コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない
２　乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（ＩＴ推進課長）より許可を受けなければならない。
３　乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。
（機器の持ち出し）
第１０条　乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。
２　乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。
３　乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）
第１１条　乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。
２　乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（機器の廃棄）
第１２条　乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
（コンピュータウイルス対策）
第１３条　乙は、コンピュータウイルス感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。
（開発環境）
第１４条　乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。
（試験データの取扱）
第１５条　乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。
（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）
第１６条　乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。
２　乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってならない。
（搬入出物の管理）
第１７条　乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。
２　乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。
（作業体制）
第１８条　乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。
（報告書・記録等の提出）
第１９条　乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

２　乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合、情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

（情報資産の授受）

第２０条　乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第２１条　乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第２２条　乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

２　乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第２３条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第２４条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第２５条　甲は、乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第２６条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必

要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１２条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

中央電子計算機用端末機器等賃貸借契約書（３者保守込契約案）

新潟市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）と△△△△（以下、「丙」という。）は、「中央電子計算機用端末機器等賃貸借」について、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、次に掲げる中央電子計算機用端末機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、甲の使用に供し、丙は物件が正常な機能を果たす状態を保つよう保守を行うことを目的とする。するものとする。なお、丙が本契約を履行しない場合、乙が責任をもってこれを履行するものとする。

(1) 機器等の名称及び数量

平成２６年３月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 機器等の納入場所　　　甲の指定する場所

（賃貸借の期間）

第２条　機器等の賃貸借期間は、平成２６年３月１日から平成３０年３月３１日までとする。

（賃貸借料）

第３条　機器等の賃貸借料の契約総額は、金○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○，○○○円）とする。なお、月額は別表に定める。

（機器等の維持管理及び保守等）

第４条　丙は，機器等が正常に稼動するよう、乙の費用負担で機器等の調整、修理または部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を定期または随時行うこと。なお、保守業務の内容については仕様書のとおりとする。

２　機器等の保守に関する費用で、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。

(1)　甲の申し出により、通常の保守を超えて行った保守の費用

(2)　甲の故意または過失により生じた機器等の調整、修理または部品の交換等に要した費用

(3)　塩害、ガス害、地震、その他天変地異または異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理または部品の交換に要した費用

(4)　第１項及び前各号の保守に必要な電気料等

３　甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

（機器の改造及び移設等）

第５条　甲は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ書面により乙の同意を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

(1) 機器等を改造する場合

（2）機器等を移転する場合
（3）機器等に他の機械器具を取り付ける場合
（所有機器の表示）
第６条　乙は、機器等に自らの所有に属する旨の表示をするものとする。
（契約保証金）
第７条　新潟市契約規則第３４条により契約保証金は免除する。
※契約金額が1,000万円以上で、契約保証金納付の場合
（契約保証金）
第７条　乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金〇〇円を甲に納付する。
２　前項の契約保証金には利息は付さない。
３　契約保証金の納付があったときは、甲は乙に保管証書を交付する。
４　契約保証金は、第１９条及び第２４条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。
５　甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは契約保証金を乙に還付する。
６　乙は、契約保証金の還付を受けたときは保管証書を甲に返還する。
７　乙が本契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
（譲渡または転貸の禁止）
第８条　甲は、機器等を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。
（権利の譲渡の禁止）
第９条　乙及び丙は、本契約に係る権利または義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　乙及び丙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。
（再委託の禁止）
第１０条　丙は、保守業務の一部または全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
２　丙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
３　丙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
４　丙は、第１項ただし書により再委託する場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。
５　丙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を新潟市長に提出しなければならない。
（事故等の報告）
第１１条　乙及び丙は、本契約の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知った

ときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

（甲の検査監督権）

第１２条　甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

２　丙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし、甲は丙の作業従事者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

（情報セキュリティポリシーの内容の遵守）

第１３条　丙は、保守業務を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第１４条　丙は、保守業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第１５条　甲乙丙は、本契約の実施上知り得た他の当事者の秘密情報（秘密である旨表示されたものをいう）を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。

(1) 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
(2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
(3) 開示を受けた後に、甲乙丙の責によらずに公知となったもの。
(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
(5) 開示を受けた情報によらずに甲乙丙が独自に開発したもの。
(6) 法令または裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

２　乙及び丙は、本契約に関わる自己の従業員、その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。

（情報の目的外使用の禁止）

第１６条　乙及び丙は、前条第１項の規定による本契約の実施上知り得た情報を、甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用し、または、第三者へ提供してはならない。

（報告書の提出）

第１７条　丙は、保守業務を行ったときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第１８条　乙は、毎月１０日までに前月分の賃貸料の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から３０日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（瑕疵担保責任）

第１９条　契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙並びに丙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し、または補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補正または損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から１年以内に、これを行わなければならない。

（予算の減額または削除に伴う解除等）

第２０条　本契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、甲は、本契約を変更または解除することができる。

２　甲は、前項の場合には、本契約を変更または解除しようとする２ヶ月前までに、乙並びに丙に通知しなければならない。

３　第１項の定めにより本契約の変更または解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙丙協議の上決定する。

（契約解除）

第２１条　甲は、乙または丙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 重大な過失若しくは背信行為があったとき。

(2) 支払いの停止があったとき、または、仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 役員等（乙または丙が個人である場合はその者を、乙または丙が法人である場合はその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。

(6) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したと認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与して

いると認められるとき。

(9) 乙または丙が本契約に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第５号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。

(10) 乙または丙が本契約に関して第５号から第８号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙または丙に対して当該契約の解除を求め、乙または丙がこれに従わなかったとき。

２　甲、乙並びに丙は、相手方の債務不履行が催告後１か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

３　乙並びに丙は、前２項の定めによる甲からの本契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

（解除に伴う措置）

第２２条　前条の規定のうち、乙または丙の責に帰すべき事由により契約を解除した場合において、乙または丙は契約金額の１０分の１に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、履行が終わっている部分については違約金の対象としない。

（機器の引取り等）

第２３条　乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、または本契約が解除された場合には、機器等を速やかに引き取るものとする。

２ 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復するものとする。

（損害賠償）

第２４条　甲は、乙並びに丙の本契約の結果に関し、乙並びに丙に対し、乙並びに丙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないことによる損害を含む）に限り、損害賠償請求をすることができる。

２ 前項の損害賠償請求は、検査合格の日から５年以内に、または検査に合格していない場合は本契約を締結した日から５年以内に行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

（費用の負担）

第２５条　本契約の締結に要する費用は乙及び丙の負担とする。

（暴力団等からの不当介入等に対する措置）

第２６条　乙及び丙は、本契約の履行に当たり暴力団または暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）または不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当または違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

２　甲は、乙及び丙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延等が発

生するおそれがあると認めるときは、甲乙丙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（法令の遵守）

第２７条　本契約の執行にあたり甲乙丙は、新潟市契約規則及び労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙及び丙は、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面で甲に報告しなければならない。

（合意管轄裁判所）

第２８条　本契約に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２９条　本契約について疑義が生じたときまたは本契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定する。

（特記事項）

第３０条　本契約の履行に関して甲乙丙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

２　本契約の履行に関して甲乙丙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

３　本契約及び仕様書における期間の定めについては、本契約書または仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

４　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

本契約を証するため本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年 月 日

甲　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新 潟 市
代表者 新潟市長 篠 田 昭

乙

丙

別表（第３条関係）

　月額は、金○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○，○○○円）とする。ただし、当該金額に４９を乗じた金額と契約総額との差額については、最終実績月の平成３０年３月分で調整することとする。なお、契約総額の内訳については以下のとおりとする。

期　　　　間	賃貸借料年度額	うち消費税等
平成26年3月1日～平成26年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成26年4月1日～平成27年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成27年4月1日～平成28年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成28年4月1日～平成29年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
平成29年4月1日～平成30年3月31日	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円
契　約　総　額	○，○○○，○○○円	○○○，○○○円

別記

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第１条　本要求事項は、新潟市の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、委託業者等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第２条　この要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1)　情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2)　コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3)　一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4)　情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等上の重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第３条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第４条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）

第５条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）

第６条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供等してはならない。
２　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等することのないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
３　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
４　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。
（情報資産の持ち込み）
第７条　乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。
２　乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（情報資産の廃棄）
第８条　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
２　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った社員を明確にしなければならない。
（機器の管理）
第９条　乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込んだ場合には、コンピュータ等に管理番号シール等を貼り付ける等して所掌を明らかにしなければならない
２　乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（ＩＴ推進課長）より許可を受けなければならない。
３　乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。
（機器の持ち出し）
第１０条　乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合には、事前に甲の許可を得なければならない。
２　乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。
３　乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

（機器の持ち込み）
第１１条　乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。
２　乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合には、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。
（機器の廃棄）
第１２条　乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合には、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。
（コンピュータウイルス対策）
第１３条　乙は、コンピュータウイルス感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行うものとする。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。
（開発環境）
第１４条　乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。
（試験データの取扱）
第１５条　乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。
（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）
第１６条　乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。
２　乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってならない。
（搬入出物の管理）
第１７条　乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。
２　乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。
（作業体制）
第１８条　乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。
（報告書・記録等の提出）
第１９条　乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

２　乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用し業務を遂行する場合、情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

（情報資産の授受）

第２０条　乙は、甲と情報資産の授受を行う場合には、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第２１条　乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第２２条　乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合には、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

２　乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合には、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第２３条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第２４条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第２５条　甲は、乙がこの情報セキュリティに関する要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第２６条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必

要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１２条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。